

ボランティア清掃ごみの無料収集

- ◆ボランティア清掃専用袋（無料）を配布します。
環境対策課までお申し込み下さい。
- ◆集めたごみの収集について
 - 区会などの団体が集めたごみは、町が収集します。事前に清掃日、清掃場所、収集方法などについてご連絡下さい。

不法投棄は絶対にいけません。

- 近年、不法投棄が多発し、地域の生活環境が悪化したり、美観を損ねるなどの問題が生じており、その対応に苦慮しております。
- 不法投棄をすると処罰（5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこれの併科）を受けることがあります。

不適正焼却は禁止です！

- 廃棄物の不適正な焼却は法令により禁止されています。
- 野外焼却はもちろん、基準に満たない焼却炉で廃棄物を燃やしてもいけません。
- 違反すると処罰（5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこれの併科）を受けることがあります。
※農業や宗教上の行事を営む上などでのやむを得ない焼却は除かれます。

●お問い合わせ● 民生部環境対策課 電話21-2118

地域団体等で資源物を回収し、リサイクルを進める「集団資源回収」も、ごみ減量化の有効な取組みです。

毎週 月曜日～金曜日に収集を行なっています。
年末年始は休業致します。